

# 第5次男女平等行動計画に関連する計画・法令等の最新の動向について

## 1. 第6次男女共同参画基本計画の策定(令和8年3月13日閣議決定)

### 6次計画のポイント

#### 女性の参画

- 「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること」を引き続き目指し、取組を強化  
➔ その水準を通過点として、2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会となることを目指す

- 固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏り等を背景に、依然として、両立のしづらさや特に女性の着実なキャリア形成が困難な状況があることを踏まえ、以下のとおり取り組む。

#### well-being

- あらゆる分野における意思決定に女性が参画するなど、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進  
➔ 男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、更には女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ (well-being) の実現に資する

#### 健康

- 女性の健康総合センターを司令塔とした女性の健康相談支援体制の構築・強化、生活の質の向上を目指したフェムテックの推進

#### テクノロジー

- 男女共同参画の視点をテクノロジー施策に反映、テクノロジーの恩恵を誰もが享受できるよう利活用を支援

#### 地域

- 地域における男女共同参画を推進し、地域社会の活力を高める  
➔ 男女共同参画機構や男女共同参画センターを含む地方公共団体、経済団体、NPO等の連携

\*詳細は別紙1参照

## 2. 根拠法令の改正及び関連法令の施行について

(1)日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例(日野市ジェンダー平等条例) 改正なし

(2)男女共同参画社会基本法 \*(6)に関連

令和8年4月1日 改正施行(一部を除く)

▶ 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う改正。

- ・独立行政法人男女共同参画機構(JGEPA)が発足。ナショナルセンターとして国内外に専門的な情報発信を行うとともに、地域の男女共同参画推進拠点である男女共同参画センターや都道府県・市区町村を強力に支援し、「センターオブセンターズ」としての役割を担う。

▶ 男女共同参画センターが法的に位置づけられ、地方公共団体には、そのための体制を確保するよう努力することが求められる。

- ・日野市においては「日野市立男女平等推進センター(愛称:ふらっと)」が男女共同参画センターにあたる。

(3)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)

令和7年12月30日 改正施行

▶ 接近禁止命令等の禁止行為の追加(紛失防止タグによる位置情報の取得等)。

#### (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

令和7年6月11日、令和8年4月1日 改正施行(一部除く)

- ▶ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)、男女雇用機会均等法と併せた改正。

① ハラスメント対策の強化

② 女性活躍の推進

- 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付け。
- 女性活躍推進法の有効期限(令和8年3月31日まで)を令和18年3月31日まで、10年間延長。

③ 治療と仕事の両立支援の推進

#### (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)

令和7年6月1日 改正施行

- ▶ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理。

## (6)独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)\* (2)に関連

令和8年4月1日 施行

- ▶ 独立行政法人男女共同参画機構(JGEPA)を設立。
- ▶ 男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンター、また、男女共同参画センターを強力に支援する「センターオブセンターズ」としての役割を担う。

※「独立行政法人国立女性教育会館」(NWEC)は、令和8年4月1日より、その機能を強化・拡充し、「独立行政法人男女共同参画機構」へ変更された。

## (7)学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)(令和六年法律第六十九号)

令和8年12月25日 施行予定

- ▶ 児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。
- ▶ 事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

## (8)東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例(令和七年一二月二四日条例第一四二号)

令和8年7月1日 施行予定

- ▶ 誰もが生き生きと暮らす社会の実現に向け、雇用・就業分野において、女性はその個性や能力を発揮できる環境の整備を一層推進するための条例を制定。
- ▶ 事業者の主体的な取組を後押しすることとしており、罰則規定はなし。
- ▶ 都は国及び市区町村との連携・協力を努める。